

第277回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 2 7 7 回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年 9 月 6 日（金）14:23～16:40

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○石油産業情報化推進調査（経済産業省）

○空港土木施設維持修繕工事＜新潟空港・函館空港・松山空港・宮崎空港＞（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、宮崎専門委員、早津専門委員

（経済産業省）

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 櫻井課長補佐、森川係長

（国土交通省）

航空局 安全部 空港安全・保安対策課 酒井課長、前川調整官、阿南課長補佐、猪岡専門官

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第277回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は2件ございまして、1つが、経済産業省の「石油産業情報化推進調査」の実施要項（案）でございます。もう一つが、国土交通省の「空港土木施設維持修繕工事」の実施要項（案）について審議をいたします。

最初に、経済産業省の「石油産業情報化推進調査」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課櫻井課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度で簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○櫻井課長補佐 本日はお忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございます。私、経済産業省資源エネルギー庁の資源・燃料部政策課櫻井と申します。よろしく申し上げます。

それでは、早速「石油産業情報化推進調査」実施要項について説明をさせていただきます。

目次を御覧になっていただくとわかるように、IからXI項目までありますが、時間が限られておりますので、この調査のポイントとなる項目について主に説明をさせていただきますと思います。

まず、石油産業情報化推進調査、その内容です。それと、実施に当たり確保されるべき質ということで、まず、石油産業情報化推進調査の目的、概要等について説明をさせていただきます。

皆さんも御存じだと思いますが、日本には原油がありません。ほとんど全量を海外から輸入しているという状況でございます。その中で、平常時から、必要かつ十分な情報を収集できる体制を整備することが必要と、石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策委員会においても指摘を受けております。これを踏まえまして、本事業は、石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査及び石油設備調査を実施しているところです。

次に、各種統計調査の説明です。

まず、石油製品需給動態調査。これは基幹統計調査になっております。目的は、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的としております。調査対象としては、日本全国の製造業者、輸入業者であって、2～3ページに出てきますが、ガソリンとかナフサを輸入あるいは販売している事業者が対象となっております。平成25年の調査時点では、約300事業所が対象となっております。

続いて、調査方法ですが、方法とは違いますが、この調査には申告義務があります。統計法第61条で、申告をしない者は罰せられるというのがまず根底にあります。

次に調査方法ですが、調査票を、経済産業大臣がその申告義務者に配布する。この調査票の提出に関しては、郵送またはメール（オンライン）等で提出ができ、ここは自由選択になっております。調査時期は、毎月1回、月末を基準として、翌月12日までに提出。調

査項目については、ガソリン、ナフサ等、原油までの品目です。調査内容ですが、需給動態統計調査は、生産動態統計調査とは違っておまして、月間の受入量（購入、輸入等）、次に月間の払出量（販売、輸出等）、それと、月末在庫量等を調査しております。詳細は、別添1の記入要領、調査票は別添2、集計の流れとして別添3をつけてありますので、御参照ください。

次に、石油輸入調査。これは一般統計調査です。目的は、輸入原油の油種、性状、供給源等、を調べることを目的としております。また、ほかに、国際機関に対する報告に資することを目的としております。調査対象は、全国の原油輸入業者で、平成25年調査では22社ございました。調査方法、調査時期については、先に述べました需給動態統計調査と同様です。調査品目は、原油、粗油及び関税法上ナフサ扱いのコンデンセート、調査内容は、輸入する原油についての検尺完了日、陸揚地、検尺数量、油種名等を調査しております。詳細は、記入要領を別添4、調査票は別添5を参照してください。

3番目ですが、石油設備調査。これも一般統計調査です。調査の目的は、石油業者が有する貯油設備等の実態を調査し、総合的分析及び行政施策を得ることを目的としております。調査対象は、貯油設備、タンクローリーを有する全国の事業所。平成24年時点で約220社となっております。調査方法は、前に述べました調査と同様です。調査時期は、2年に1回。その年の3月実績を5月末に調査しております。平成26年度が実施年に当たっております。調査内容は、貯油設備の基数及び容量、それと、タンクローリーの台数及び容量を調査しております。詳細は、記入要領（別添6）、調査票は別添7、集計表は別添8となっております。

石油需給動態統計調査、石油輸入調査結果のイメージですが、近年どういう問い合わせがあり、新聞等で話題になったかをといいますと、震災後、1つに、B・C重油においては、原子力発電がなくなってきたということで、一時落ち込んでいたものが非常に出るようになりました。また、LNGの輸入がすごく増えたというようなことが、報道されたりしております。ちょっと時期はずれですが、イランの原油の輸入量が、国際的制裁もあり、2年くらい前から比べますと、20%以上あったものが、今は8%ぐらいになっているとかこのような統計数値が毎月の結果として出てくるということです

次に（2）ですが、「公表物関連の概要」。これは、速報、確報、年報と、ほかの統計と全く同じ並びになっております。重点になるのは速報として石油製品需給動態統計調査と石油輸入調査の集計結果を、調査統計グループ（経済産業省大臣官房）が実施している数字と合体して、毎月最終営業日の13時30分に公表するものです。公表名は「石油統計速報」であります。日本語版と英語版の2種類を経済産業省ホームページで公表しております。また、石油輸入調査においては、国際エネルギー機関（IEA）への報告の原稿ともなっており、それも作成しております。

続いて、確報は、速報を公表したその後、修正の必要がある箇所や、未回収があった場合には、全てそれを補修して、毎月中旬の13時30分に「石油統計月報」として経済産業省

ホームページで公表しております。速報については別添14、確報については別添15、16を御参照ください。

年間補正については、これは年報を作成する上の業務ですが、報告数値が12月にある程度出ましたら、その年間数値を一回公表するという作業をしております。

さらに、年報ですが、年報は1年間（4月～3月）通して調査したものの全て修正なり確認をした上で、最終的に確定した数値を公表するものです。これは「石油統計年報」として経済産業省ホームページで公表しております。

以上が公表物です。

次に、「システムに関する概要」ですが、「石油情報システム」ですが、これは調査対象事業所から提出されたデータを入力し、管理することによって自動集計を行い、決められた形で集計結果が出るというシステムでございます。このシステムを経済産業省が持っておりますので、委託業者の方が希望であればお貸しをします。使用するかどうかは自由です。

2つ目がe-Gov電子申請システム。これは、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を利用してオンラインによる調査票の提出が可能だというシステムです。

3つ目が「時系列データ登録・閲覧システム」。これも経済産業省が持っており、個票とか集計結果等を資源エネルギー庁資源燃料部で閲覧することができるシステムであります。これも使用に当たっては、委託する業者の自由ということになっております。

2. の「石油産業情報化推進調査に係る委託業務の内容」は、実査準備、調査関係用品の送付、調査票の回収、督促、照会対応、審査、最終的に集計結果となります。その間で起こった調査対象名簿の修正等をして、公表までに結果票を作成していただくということです。民間事業者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮するために、「業務内容」と異なる提案をすることができるということが記載してあります。

次に、(1)「業務期間」ですが、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。設備調査については、平成26年実績と28年実績の隔年調査となっております。上記に係る予算措置については、ただいま平成26年度予算要求中でございます。3か年国庫債務負担行為であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算示達がなされることが条件となります。

(2)は「経済産業省からの貸与物件」が、調査ごとに書いてあります。

(3)「業務の引き継ぎ」ですが、本業務の終了後、次の請負事業者に引継を行うときは、速やかに引継ができるように、資料等準備をしてくださいということです。

それから、(4)「業務内容」については、業務実施上の注意として、4点ほどございますが、作業フロー、作業体制及びスケジュールについては、経済産業省と調整すること。何かがあったら、経済産業省に報告し、指示を求めること。統計業務ですので、守秘義務が生じるので、必ずこれを理解できるようにしていただきたいということ。あとは、業務をするに当たっての設備が必要だということが書いてあります。「本業務は次の各工程から

なる。」ということで、①実査準備、②実査、③審査、④集計という形で行っていただきたいと思えます。

「実査準備」という中で注意をしていただきたいのは、経済産業省で対象名簿を渡すわけですが、新規対象となるのは、年に、需給動態統計調査が多くて10社、石油輸入調査では1～3社程度で、特段、毎年の増減がある調査ではございません。ただ、協力依頼等については、回収率及び記入精度を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求めています。

次の「実査」は、紙と電子メール(オンライン)等で来ますが、毎月12日までに調査票の返送がなかったときには、調査対象者に対して、督促を行う。督促については、具体的な督促時期、対象とか手法については、業務提案書に記載をしてください。ここでも、民間事業者の創意工夫を求めています。

「審査」については、経済産業省から出すマニュアルに沿ってやっていただくということです。

時間もないので、9ページから、今の調査の説明が続いて10～11ページくらいまであります。

11ページの3. で、確報・年報までの話はしたのですが、「その他の業務」として①～⑤がございます。これは、調査をやっていく上で、新しい対象者にコードナンバーをつけたり、新しい原油が入ってきたときに、その番号を教えたりする業務です。

(5)の「情報セキュリティの管理」については、情報漏えいがないように万全を期していただきたいということが書いてございます。

(6)「納入物件」ですが、統計調査業務の速報及び確報等(年報も含む)の4月から翌年3月分までの公表物を一括して納入していただきたい。

3. は「業務委託に関する留意事項」ですが、「経済産業省石油産業情報化推進調査事務局」という名称を用いて、いろいろなことをやっていただきたい。

4. が「契約金額の支払について」です。これは、民間事業者の毎年の業務終了後、報告を受けて、適当であれば、契約金額の3分の1相当を払うということを書いてあります。

次に5. の「業務に当たり確保されるべき質」ですが、当然、(1)には、本業務の実施に当たり、経済産業省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。2つ目が、照会対応業務においては、それぞれ電話等による照会があった場合は、経済産業省が与えております照会対応事例集に沿って対応すること。(3)は、調査の回収率に関しては、目標とする水準は100%とすること。この3つを挙げております。

(3)の回収率100%についてですが、28ページ別紙の調査に関する情報の開示の4. で、調査対象事業所数は多少の増減はありますが、毎月毎月ここ3年間100%という実績がございます。輸入調査も、需給動態統計調査も100%、設備調査については、送付先が不明等ということがあり、94%台ですが、100%を目指してもらいたいということを記載してあります。

Ⅱ. になりましたが、この調査の契約期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしております。

次に、「民間競争入札に参加する者に必要な資格」。ここは資格のことよりも、どういう評価基準があるかということをごつと説明させていただきます。落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容がこの業務の目的・趣旨に沿っているかということが基本になります。必須項目として評価するものがある、一方では効果的なものがあれば、加点として評価することになっております。必須項目は基礎点となっており、ここに1～4がございますが、これは必ず企画書には記載していただきたいということです。最低限これがないと、全てこの段階で失格となるということです。

(2)の「加点項目審査」。ここは(1)で合格になった入札参加者について、次の1から4の加点項目について審査を行うということです。審査の基準の点数ですが、評価として1～3点を与える。そして、各評価者の得点を算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とするとなっております。

その項目が、「事業の目的及び実施方法」では、1.2の3つ、1.3以下については記載のとおりとなっております。

17ページの2. ですが、「落札方法及び得点配分」でございます。これは総合評価方式で、次の要件を共に満たしている者のうち、「(2)総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札とする、ということです。①としては、入札価格が予定価格の範囲内であること。②としては、別紙1「評価項目一覧」に記載される要件のうち、基礎点は全て満たしているもの、それを総合評価の基準として計算します。

総合評価点の計算等は、他の統計調査と同じです。あと、「評価の手続き」等はありませんが、ちょっと時間がなくなりましたので、19ページへ飛ばしていただきまして、19ページの「Ⅵ. 石油産業情報化推進調査における従来の実施状況に関する情報の開示」ですが、表として1～4まで用意してございます。

Ⅶ. Ⅷ. については、業務を行う上で守っていただくことが記載してございます。

22ページですが、「Ⅸ. 契約により民間事業者が負うべき責任」。これも法律に則って記載してございます。

「実績評価」に関しては、経済産業省は内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るために、その実施状況について、年度ごとに業務終了における状況を調査することを明記してございます。

23ページ以降は、会計検査があります、統計法は守ってください等が書いてあります。最後、24ページ8. には「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する委員会」を外務省も含めて開催するという内容を約束しております。

すみません。時間が過ぎて、駆け足になってしまいましたが、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明内容について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願い

いしたいと思います。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

幾つか質問があるのですが、まず、システムを使うということですが、お話を聞いていると、システムで帳簿が出るとか、提出物がCDであるとかいうことを考えると、実質的にはシステムを使うことが前提となるのではないかと思うのですが、その場合のこのシステムの内容を、応札前に事業者にこういうシステムを使うんですよということを説明をきちんとすべきではないかというようなことと。

それから、回収するときは回収するとコストや計算書とか見るのですが、手間とかスケジュールの問題もあるので、今までそういうことがどのぐらい生じたのかということに関しての情報を提供すべきではないかということが1つあります。

それから、次に、100%の回収で、実績は100%ですけれども、新規の方が来ると、100%は非常に怖い数値であるので、目標として100%を掲げるのは結構だと思いますが、それが達成できなかったときは、経産省さんと協力して目標達成に向けて努力をするとか、そういうある程度の事業者の方のリスク感覚を軽減させるような表現をされたほうが良いのではないかと思います。

それから、25ページの評価項目ですけれども、何となく重複感があるなという感じがしまして。例えば2.1の②で、スケジュール、人員、云々と書かれてあって、その下に、また、人数・体制とかというのが書かれているとか、あるいは、1.3の②で「効率的かつ効果的な実施方法」と書かれていて、また、2.1の①で「実施計画は確実かつ現実的か」とか書いてあって、これは何となくちょっと重複感がある感じがするなというのと。あとは、類似調査の実績に関して、この類似調査は石油関係の調査のことを言っているのか、いわゆるデータを集めて何らかの処理をするということを類似と言っているのか。私は、後者で十分だと思うのですが、それがそうであれば、それを明記すべきではないかと思います。

それから、これまでの実績とかということで、資料を提示することは大変よろしいのではないかと思います。そのほか、資料を提出するだけでなく、何か質問があれば、経産省さんのほうで随時質問には回答するとか、そういうような積極的な姿勢を表現していただきたいなと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○櫻井課長補佐 1点目のシステムについての説明は、別添として資料があります。もちろん、入札説明会等に来て御質問があれば、これ以上細かいことが説明できるとは思いますが、別添の資料を御覧になっていただきたいと思います。

次に、回収のことですけれども、先ほど、別紙4で、回収率100%でと言いましたが、その下のところに、実際に督促はどれぐらいあるかという表もつけてございます。速報時にある程度督促をしなければ集まりませんということで、今年の実績ですが、督促したのは、1月は2件しかないけれども、3月は20件、4月は18件というように、ある程度督促は必

要でありますということです。最終的に、100%になったということで、何もやらなくて100%になるということではないということは御理解いただきたいと思います。

それから、新規事業所や、あるいはどうしても出してこない事業所があったときに、当然、経済産業省とも協力はしておりますが、それをきちんと明記すべきということであれば、それは経済産業省と協力あるいは指示を受け、100%を目標とするというような文言にするのは良いと思います。

次に、評価項目のことですけれども、確かに重複感はあるとは思いますが、事業内容、実施方法、計画でそれぞれ必要ということ、実際には、この調査は確実性ときちんとした数値結果が大切でございます。本当にきちんとした体制とスケジュールを組んで実査をやっていたかかないと、例えば2月は出たけれども、3月はちょっと遅れてしまったとか、早く出したけれども、数字が全然違っていったとか、そういうことがあると、施策にも非常に影響することがございますので、一番の重要ポイントだと書かせていただきました。

あとは、類似調査のことですが、石油関係の統計とか、あるいは公的統計とか、月次調査であるとかというようなことを書き込めますが、そこまで書いてありません。類似調査とは、最低でも統計調査をやっているということ、2つ目には、調査方法として企業側に調査票をお送りして、それを送ってもらって、電話があったら問い合わせをして、返してもらってという、そういう形の統計業務をやったことがあるかというようなことが類似調査かと思えます。また、この統計は月次ですから、年次調査と比べると非常に集計結果までの期間が短いわけです。月次とは言わなくても、四半期調査の経験がある、もっと早い週報みたいな統計調査の実績があれば、類似調査として見たいと思っております。ただ記載をしてしまいますと、門が狭くなってしまうのではと考え「類似調査」という言い方だけで書いております。

○井熊副主査 システムとか、いろいろノウハウについては説明をされるという御意向は書面とかにあらわしたほうがいいのではないかと。私も、100%云々のところもそうだなと思えます。そういう御意向があれば、そのほうがよろしいのではないかなと。

あと、システムのことに関しては、お話を聞いていると、システムを使うことができるという表現は多分適切ではないのではないかと。原則としてこのシステムを使って、経済産業省が認める代替手段があった場合は、それについても使用を考慮するというのが、実際に一番近い言い方なのではないかなと思うのですね。ですから、そここのところの表現ぶりは、使うことが前提なのかということはしたほうがいいかなと。

それから、類似実績のことに関しては、私自身は、これは今まで石油関連の外郭団体がやっていた統計を、一般のデータ処理をできるような企業も含めた、広く競争環境の中で事業者を選択することが趣旨なのではないかと思っております。統計データを処理して、石油関係の知識があると、この掛け算が行われた瞬間に事業者は激減するわけです。ですので、そここのところはスタンスをはっきりさせたほうがいいのではないかなと。

○櫻井課長補佐 石油関係の実績があるとかいうことは書くつもりはございません。類似

調査ですが、統計調査としてやったことがあるということを第一の実績というふうに考えております。

○宮崎専門委員 そうであれば、25ページの「類似調査の実績がある」というのを、統計調査の実績があることというふうにかかれたほうが趣旨には沿うように思います。

○櫻井課長補佐 統計調査の実績があると書けば、統計調査をやっているところがたくさん来られる可能性はございますが、この統計は1か月に一回公表され、結構注目されている統計でございます。確実性ときちんとしたスケジュールにそってできないと非常に困ってしまいます。ですから、この統計と同じ調査方法で実施をしているとか、短い期間の統計の実績があるというようなことがあれば、実績は評価をしたいので、うちはこういう実績があるということを企画書に書いていただきたい。

○石堂主査 そういう意味では「類似調査」という言葉に、例示でもいいから、何が眼目なのかということを書けばいいのではないかという気がするのですけれどもね。

○櫻井課長補佐 書き込むのもいいとは思ったのですが、はっきり書いてしまうと、該当してないからうちは行けないなというのが多く出てしまうのではないかと思い、「類似調査」という言い方にした次第です。

○井熊副主査 私は御説明にちょっと違和感を若干感じるのですけれども、先ほどの実施体制とかスケジュールとか、確実性をやるためにそこを評価されたいということですね。ですから、業務の実施体制はそっちのほうの項目で評価されるよというふうに先ほど御説明されているのです。だけれども、何となくこの類似実績というところで、その実績のところには確実性というものの担保を捨て切れないうふうに聞こえるのですね。

○石堂主査 ですから、恐らく求めているのは非常に限られた時間の中で確実に統計データを処理する能力が必要なのだという一点に絞られてくるような気がするのですね。それで、逆に、その排除しないためには、石油全然関係なくていいのですよと、ただ、そういうスピーディな処理を正確にやれるかどうか眼目なんですよということを何か表現してやればいような気がするのですけれどもね。いずれにしても、類似調査ということだけを書いてみると、石油関連かなと誤解される可能性も非常に高いと思うのですね。

○事務局 事務局から失礼いたします。

先ほどから御議論いただいております類似調査の関係ですけれども、評価項目のところには書いてないのですが、実施要項の131ページに「提案書雛型」をつけていただいております。こちらの右下の四角に、類似調査とは、「月次調査、週報、四半期調査等のように調査期間が比較的短い統計調査をいう。」というふうに、一応ここで定義をしていただいております。

○石堂主査 これを25ページに脚注の形でもいいから入れればいいのではないですか。

○井熊副主査 ここに「専門知識」と書いてありますね。これはどういう意味ですか。

○石堂主査 25ページにも「専門知識」と出てくるのですね。

要するに、経済産業省さんもできるだけたくさん参加してほしいという意図で、類似と

いうのは余り難しいことを言うつもりはないのだということのようです。

○櫻井課長補佐 評価項目の中にはあえて入れなかったということです。もちろん書き込むことはできるのですけれども、そこで何か足踏みされてしまうと、逆にまずいかなと思ひまして。

○石堂主査 要項の中に「類似調査」という4文字だけではなくて、それが何を意味するのかということをごどこかへ入れて、それはこっちを見ればわかりますよというのであれば、そのページを紹介するにしても、変に狭く誤解されないためにもあれしたほうがいいのではないかという気がしますけれども、いかがですかね。

○櫻井課長補佐 そこは、経産省としては、書き込むことをちょっと遠慮したということでございます。

○石堂主査 今、委員からいろいろ出た質問とやや違うことなのですからけれども、この統計の処理はそんなに難しいというか、技術的に大変なことというよりも、やる中身としては、調査票を配って、書かれてきたものをどう集計するかという話で、25ページにあるように、専門的知識とかいう世界とはちょっと違うのではないかという気を持つのですよ。ここにいろいろ書いてあります専門的知識とかありますけれども、この業務をやるためにはこういう資格が必要ですよというものは一切ないわけですね。

○櫻井課長補佐 必要な資格はありません。

○石堂主査 逆に言うと、単純な統計ですよというニュアンスを出すべきであって、その割には、技術点が200で、価格点が100だというのも若干違和感があるなと思ったのですけれどもね。そんなに専門性を必要とする業務ではないのだということを知らせるほうが、御省が考えている、なるべく広く参加してもらいたいということにも合致するのではないかなという気がするのですね。技術点が200だと、これは相当な何かをしなければだめかなというふうに思ってしまうような気がして、いかがですかね。

○櫻井課長補佐 確かに、調査自体は、そんなに筋の悪い調査ではございません。回収率もいいですし。実際に普通にやっただけであれば数字が出るものだとは思っております。

それと、専門性というのは、石油製品需給動態統計調査ということですので、石油の流通や石油製品について、ある程度のノウハウがあるほうが、分析をするときに役立つと思います。

○石堂主査 分析も、この請け負った業者がやるのですか。

○櫻井課長補佐 はい。

○石堂主査 そうすると、やはり本当の意味での専門的知識が必要で、統計の経験がありますというだけを振りかざして入ってきても、業者さんは対応できなくなってしまうのではないですか。

○櫻井課長補佐 ここにノウハウがあることも、評価項目の中には若干書き込んであります。

○石堂主査 そうなると、実際どういう能力を持った人を呼び込もうとしているのか。逆

に言うと、こういう能力がない人は入ってきてもらっても困りますというのがなかなか読み取りづらいのではないですかね。

○櫻井課長補佐 確かに、単なる統計だから誰でもできるということが、一番広く参入していただく書き方だとは思いますが、ただ、企業活動基本調査などでも、ある程度簿記の基本がある人が必要とか、会計法とかというようなことは書いてあります。

○石堂主査 そのお話を聞くと、結局、石油にいわば関連した知識を持っている人でないとだめですよと言わざるを得なくなるのではないですか。前半の説明はどちらかというところから始まってきたような感じがするのですが、確かに、出された調査票を分析しなければならないという話になると、ただ数字足し引きすればいいという話ではなくなってくるとすれば、逆に、石油のことを何も知らない人が入ってきてもらっては困りますということをはっきり書かないとおかしくなってしまうし、そのところは、もう一回整理していただく必要があるのではないのかなという気がしてきます。

○井熊副主査 今、石堂先生が言われたようなことは非常に重要だなと思うのですが、例えば4ページに、「石油輸入調査においては、IEAへの報告原稿も作成する」とか書いてありますね。こういうところが、データを読んでレポートをつくらなければいけないという話になってくると、これはいわゆる調査とか、何か分析なんかをするような、そういう会社になってきて、単なるアンケートのデータ処理というのと業態が全然違うのだと思うのです。後者のほうがコストが全然安いのですよ。ですから、やはり今先生が言われたような、誰にやってほしいのかということをもう少し経産省さんのほうできちんと腹決めされて、データ処理を確実にやれるような体制をつくって来いというのであれば、比較的成本の低い人たちをうまく配置して、確実に仕事をする企業さんは世の中にたくさんいると思うのです。けれど、レポートをつくれという話になってくると、そういう会社は多分そういうことはできないので、その辺も含めて、どういった業態にやらせたいと思っているのかというのをちゃんと整理したほうがいいのかと思います。

○石堂主査 私から2～3お聞きしたいのですが、これが「石油産業情報化推進調査」となっているのです。石油産業の情報調査ではなくて、情報化の推進調査となっていて、御説明の中でもシステムを使う話がちょこちょこ出てくるのですが、ただ、回答は紙でもいいし、データの提出でもいいと書いてある。この事業名からいくと、そのコストからいっても、なるべく紙はやめてくれと。基本的には全部データで欲しいのだというようなものまでは見えてないような気がするのです。この事業名の選択ということと、現実に紙での処理とデータでの処理はどのくらいの構成比になっていて、経産省としては、やはりデータで直結してもらったほうがいいのかという明確な意図を持っているのか。それをコスト的な分析の中で、そういうところまで結論を持っているのか。それとも、当面はどっちでもいいやということなのか。その辺はどうなのですか。

○櫻井課長補佐 この調査の名前ですが、これは資源エネルギー庁で、予算を要求するときの呼び方です。この調査は3つの調査がございまして、ほかの統計みたいに「何々調査」と言うことができればいいのですが、3つの調査をするということでもこういう言い方になっています。

○石堂主査 そうすると、予算取りする上では、やはり情報化の推進だということを掲げて予算は取ってくるのだということなのですね。そうすると、先ほど私が言ったように、情報化を進める方向で、そっちのほうに、要するに、紙はできるだけ使わないでくれという方向に持っていかないと、予算を要求したときのスタンスとは合わなくなるのではないですか。

○櫻井課長補佐 オンラインですが、石油輸入調査に関しては、ほとんどオンラインで来ています。需給動態になると若干落ちまして55%ぐらいが、オンラインの実績となっております。

○石堂主査 それは、経産省さんとしては、できるだけ55%なら55%も100%に近づけるように持っていきたいということでない、予算を取ってきたときのスタンスとは合わないのではないですかということなのですよ。だから、御説明を聞いていると、システムを使うことができるように準備しますとあっても、最後、使うか使わないかは、業者さん、調査対象の自由に任せているという御説明ですからね。そうすると、情報化を推進していることにはならないのではないかと思うのですね。

それと、これまでもこの契約は3か年で来ていたのですか。

○櫻井課長補佐 今回初めてです。市場化テストをやるに当たって、委託業務をする業者が、長期的なほうが当然受けていただけるだろうということからです。

○石堂主査 それから、細かいのですけれども、4ページの「公表物関連の概要」に、この調査と、経済産業省大臣官房調査統計グループが実施している経済産業省生産動態統計調査の集計結果という、ここにも石油関連の調査が含まれているということなのだと思うのです。

○櫻井課長補佐 はい。

○石堂主査 これは、いずれは同じように民間に出していくという計画はあるのですか。

○櫻井課長補佐 調査統計グループは大臣官房なので、私は何とも意見を申せません。ただ、需給概要という速報の一番後ろについておりますが、この表をつくるには、調査統計グループからデータをいただかないとできないというのがあります。生産等は資源エネルギー庁では取っていないので、生産・出荷・在庫の部分を調査統計グループからいただいて、需給概要という表を作成しているということです。

○石堂主査 端的に言うと、タッチできない世界だという感じなのですね。

○櫻井課長補佐 調査統計グループのことですか。ちょっとそこは控えさせていただきます。

○石堂主査 7ページの「業務の引き継ぎ」で、書き出しが「経済産業省は、」となって

いるのですね。これは業者が選ばれたときに、その業務の引継ぎについては、経済産業省が最終的に責任を持って引継業務をやりますよという意味でよろしいのですか。

○櫻井課長補佐 前回やっていただいた業者と次の業者の間できちんとやってもらうわけですが、当然、経済産業省がそれなりの指示とかを指導をして、経済産業省が引き継ぎをするということだと思います。

○石堂主査 今度やったときに、前と同じところが取ってしまう可能性がもちろんあるとは思いますが、純粋に民間の業者が、何々株式会社みたいなのが取って、そして、3年たってやったら、今度はA社がB社にかわり、B社がC社にかわることもあり得るとするときに、その民間から民間に引き継ぐときにも、経済産業省が引き継ぎの場面になると、責任を持って、この最後の2行にありますように、「引継に必要な資料を求める場合がある。」だから、経済産業省が求めて、それを新規の業者にこういうふうにするものなのだということを引き継ぐという、どこまで行っても、経済産業省が引き継ぎについては責任を持つよというふうに読めるのですが、これは今回初めて市場化するからこうなっているというお考えなのか。そこがちょっと気になったのですね。

○櫻井課長補佐 実際に引き継ぎをやったことがあれば、業者から業者にスムーズに行けば、それでいいとは思ったのですが、そういうことができない場合は、経済産業省として、ある程度、指示なり指導をすることが必要かなと思って、こういう書きぶりになりました。

○石堂主査 もう一つ、さっき井熊先生からもお話がございましたけれども、情報開示の部分で、別紙2でもってこういう情報を開示しますということになっているのですけれども、今回初めて市場化テストに出していくことになると、実際にこれに参加したい業者がどんな情報が欲しいのかというのは、逆にわからないのではないかという気がするのですよ。ですから、ここにこう書かれると、何となく限定列挙みたいな話になるのですけれども、これはいわば例示であって、ほかに参加してくる業者が必要とする情報は、極端に言うとなら、法令に反しない限りはどんどん出していきますよというスタンスを書くと画期的ではないかなという気がするのです。

○櫻井課長補佐 入札説明会は当然ありますので。その場で、詳細情報について開示要求があったらしたいと思っております、当然、企業の工夫等がわかる項目もございますので、法律等に沿ってできる限りの範囲で開示したいと思います。先ほどのシステムのことも、情報を提示してほしいということであれば、開示したいと思います。

○石堂主査 何となくそういうスタンスを要項に書く積極性があつたほうがいいのではないかと思います。そこは何かちゅうちょするものはあつたのですか。

○櫻井課長補佐 今までやっていただいた方の創意工夫などもある程度わかってしまうような項目もございまして、可能な限り開示したいということです。

○石堂主査 ですから、「可能な限り」とか、「より広く」とか、抽象的な表現にしても、ここに掲げたものだけが公表される資料ですということではないのだよということはこの

要項の中で明示したらいかがかなということです。

○櫻井課長補佐 入札説明会において、詳細情報の開示要求があれば、法律に反しない範囲内で応じたいと思っております。

○宮崎専門委員 通し番号の8ページで、③の「審査」で、「個票審査」と「機械審査」という書きぶりがあるのですが、この機械審査は何を意味するのかということと、この審査内容の詳細は、次の9ページでそれぞれ速報と確報の審査業務になっているのですが、こちらのほうは、「個票審査及びサマリ審査」となっていて、先ほどの機械審査とは異なる表現になっていますので、ここは統一されたほうがよろしいのではということと、先ほどの石油に関しての業務知識はどの程度必要なのかということとの関連で、審査に関して求める経産省さんの要求指標というか、何をどの水準までやっていただきたいのかということがもう少しわかるように書いていただけたほうが、逆に、対象となる必要な知識とかが明確になるのではないかと。逆に、後ろにつけている調査票の記入要領に従っていることを確認してくれという趣旨であれば、そのように書いていただければよろしいかと思えます。

○櫻井課長補佐 基本的には、記入要領に書いてあることを間違いなくやっていただくということですが。

「個票審査及びサマリ審査」の説明ですが、個票審査は、個票の一枚一枚を審査することです。次に、それをある程度の集団にして審査・確認するのがサマリ審査です。

○宮崎専門委員 そうすると、8ページの「機械審査」を「サマリ審査」に直されるということではよろしいのですか。

○櫻井課長補佐 そうですね。機械審査というのは、前月と比べて大きな差があったときに自動的にマークがつくとか、完全にプラス・マイナスが違っているとマークがつくとかの審査方法を大きくまとめて機械審査と呼んでおります。

○石堂主査 それでは、本実施要項の審議はこれまでといたします。

事務局のほうで、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 本実施要項につきましては、御議論をいただいた結果、かなり大きな御指摘もいくつかあったかと思っておりますので、再度、御審議という形のほうがよろしいでしょうか。

○石堂主査 私も、今の審議の内容を見ていまして、かなり要素的な部分といいますか、経済産業省さんの方針がはっきりしないところがあるのではないですかとちょっと印象を持ちました。先ほど井熊副主査からもございましたけれども、要は、どういう業者が来てくれないと困るのかということところが非常に大事だと思うのですが、そのところが先ほどの評価の項目のところを見ても、もうちょっと明確化すべきではないかなと思いますので、本件については、再度御検討をいただいた上で、もう一回審議ということにしたいと思っておりますけれども、これは契約までのスケジュール等から、もう一回審議の機会をとっても大丈夫ですか。かなり微妙ですか。

○櫻井課長補佐 13ページにスケジュールが書いてあります。

○石堂主査 もう一回ぐらい大丈夫ですか。

○櫻井課長補佐 評価項目については、こういう人が本当は来てくれたらいいと思う理想はあります。それを書き込んでしまうと、「いや、うちはこれがないからな」と最初からやめてしまう業者もあると思います。また、過去に入札まではいきませんが、企画書を提出した業者もあります。ただ、月次調査に本当に耐えられるのか、あるいは統計法を知らない、セキュリティについても同様の認識がない、そのような業者もありました。広く書いてしまえば、このような業者も来る可能性はあるし、逆に、条件に月次調査をやっている、政府統計の経験があって、石油業界のノウハウもあるところと書き込んでしまうと本当に限られてしまう、そこは非常に難しいところです。

○石堂主査 まさしく難しいと思うのですけれども、そこをどう表現するかを考えていただかねばならないのではないかと思います。要するに、ふるいにかけるという表現がいいかどうかはありますが、ふるいの目をどのくらいにしたらいいかということで、これは言い尽くそうと思ったら、何十ページ書いてもそれは難しいと思いますのでね。それを簡潔に表現しながら、先ほど、私は適当に提案したつもりですが、脚注を生かすとか、こういう誤解を受けては困るということはどこかに書いてあるという中で、本当に経済産業省さんが望むような業者が集まってくるようなものに仕立てていただく必要があるのではないですか。

○櫻井課長補佐 もう少し、望んでいるような、こういう業者に来ていただきたいということを書き込んででもよろしいということですか。

○石堂主査 ということは、要するに、この業務をやるために経済産業省さんがどういう業者を必要とするのか。それから行くべきだと。あの業者が好ましいとかというのではなくて、こういう能力を持った人でないと経済産業省は困るのですというのは書かざるを得ないと思います。

○櫻井課長補佐 せっかく市場化テストでやる中で指摘されるのではないかという気はしておりました。だから、これがあつたと良いということは書けるのですが、一方では多くの業者に参加していただきたいし、一方ではこんなことを知らない人は困るというのがあります。その辺の「さじかげん」が、非常に難しいと思います。

○石堂主査 申しわけないのですけれども、もう一つ悩んでいただいてやっていただかないかなと。ということは、経済産業省はこれを市場化テストに出していこうということを決断されたわけですから、今までの業者が一番扱いやすかったとしても、それ以外の業者も入れた上で競争を実現しようというところまでは決断されているわけですから、まさしくそれを実現するために何まで書くべきか、これまで書いてしまうと前の業者しか来ないという、その振れだと思えますのでね。もう一回考えていただくということでもよろしいですかね。再度審議するというところで。

○櫻井課長補佐 今のままでは確かに。

○石堂主査 片方では、スケジュールに追いかけられると思います。

○櫻井課長補佐 いわゆる経済産業省が、最低限という言い方がいいのでしょうか、こういう方が望ましいということをもう少し入れて書くということですか。

○石堂主査 先ほどの議論の経過からたどっても、類似調査の1項目を見ても、最初は石油を知らなくてもいいというスタンスから入って行って、最終的には石油の知識が全くなくては困るんですというところに流れついてしまうわけで、そのところは御説明自体が矛盾していたと思うのですね。

○櫻井課長補佐 そこは企画書内でいろいろ出てくるわけで、最初から、ノウハウを持っているとか月次調査の実績とかを明記してしまいますと、実際にこの業務をやってみようという会社が限定されていくのではないかと思ったのは事実です。だから、企画書を見て、ここは同じ類似調査だけれども、本当に月次調査をやっているということから、高い点はつけられると思います。逆に、四半期だったら2点になってしまうかもしれません。ノウハウについても、職員の中に実際にこういう統計をやっているとかあったことがあれば、これは加点になると思います。最初からそれありきというふうな書き方はなるべく抑えたつもりです。

○石堂主査 ですから、抑えた結果として、中身がわからなくなってしまうということだと思うのですね。もうちょっとこちらから質問にもあったようなところが払拭できるような内容にさせていただいて、もちろん次回出していただくときには、これ以上書くところという弊害があると思うからここまでの表現にしてあるということをもう一度御説明いただくということはいかがですか。

○事務局 それでは、一度持ち帰って御検討いただき、再審議ということでお願いできればと思います。

○石堂主査 では、本日は、再度の審議を実施したいということできたいと思いますので、経済産業省さんにおかれましては、本日の審議結果を踏まえて、再度論点を整理した上で、必要な修正を行うようお願いいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

また、各委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項等、さらに確認したい事項等がございましたら、事務局に寄せていただきたいと思います。

事務局では、それを整理した上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思いません。

本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省退室、国土交通省入室)

○石堂主査 では、引き続きまして、国土交通省さんの「空港土木施設維持修繕工事」の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

最初に、国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課酒井課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○酒井課長 この7月から空港安全・保安対策課長でまいりました酒井といたします。よろしくお願いたします。

少し時間を過ぎておりますので、早速、資料の説明に入らせていただきますが、冒頭、私から、概要とか今までの入札の取組状況について説明させていただき、今回の審議案件であります要項については、担当から説明させていただきます。

それでは、資料B-5と資料B-3を使って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「空港土木施設の維持修繕工事」の業務概要ですが、航空機の安全運航及び定時性の確保を図るために、空港土木施設を常に安全かつ円滑に機能させるよう、その以下の左側の写真にあるような6つの業務を実施しております。これはあくまでも函館空港を例に説明をさせていただきます。

具体的にはどんな業務をやっているかということになりますが、左側の巡回点検。これは滑走路・誘導路の舗装面の剥離とか、あるいはねじれとか、欠損とか、そういったようなものを打音調査であったり目視調査で確認します。それから、草刈工については、滑走路の両側に、飛行機が逸脱したときのように草地があるわけですが、その草地を刈る業務。それから、左側の真ん中ですが、緊急補修工。これは滑走路・誘導路の舗装面に不具合があったときに緊急的に補修するものでございます。それから、右側の舗装面清掃工。これは道路などでも見られるかもしれませんが、滑走路面上にいろいろなごみ等がございますと、そういうものを航空機が吸い込むと航空機への影響がございますので、そういった舗装面の清掃工。それから、左下ですが、滑走路・誘導路の中心線のラインだったり、滑走路であれば、航空機が着陸するための目印になるような標識、そういったものの飛行場標識というものがございます。それから、函館、北日本あるいは東日本特有ですが、除雪工ということで、雪が降った場合に除雪をしないと飛行機は安全に着陸できないということで、除雪工といったものがございます。

ここで少し補足させていただきたいことは、これらの業務はいつやるのかということですが、巡回点検工、舗装面の清掃工、飛行場標識維持工は、飛行機が飛んでない時間にやらなければいけないということで、基本的には夜間行うものでございます。草刈工については、エリアによるのですけれども、昼間できるところもあれば、滑走路のそばは当然ながら夜間になってしまうというものでございます。それから、緊急補修工とか除雪は、当然ながら、昼間雪が降る、あるいは舗装面に欠損があると補修しなければいけないということで、これは昼であったり、夜であったり、昼夜問わずそういう状態が発生したら対応するというような状況にございます。

こういった業務について、実は右側にあります民間競争入札の手続において、平成23年度から順次、函館空港以下、3か年にわたってやってきております。25年度までに、空港全部で25空港の26件、羽田については2件ありますので、26件になりますが、国が管理する空港等において実施しているところでございます。このため、今回、審議案件となります函館以下4空港については、23年度に行ったものを再度二巡目に入ってくるというもの

でございます。

今までのこの実施に当たってどういう対応をしてきたのかということでございますが、これが右下に書いてあるものでございます。①の入札参加業者の本店、支店、営業所の所在地を、過去には、その空港の所在地である県のようなところに設定していたのですが、それを地方航空局管内、東京航空局管内とか、かなり幅を広げたということであったり、あるいは、入札参加業者の施工条件の施工面積の規模を設定していたのですが、そういう設定を取りやめるとか、そういった形での緩和を行っております。それから、②では、複数年契約ということで、私どもでは3年ということでやっておりますので、初期投資リスクが多少軽減できているのではないかと考えております。さらに、③においては、パブリックコメントの情報であったり、あるいは入札参加のためのこういった工事概要についての事前の周知とか、あるいは、新聞・業界紙への広報とか、そういったことをやりながら周知をしっかりと図ってきたところでございます。それから、④は、当然ながら空港の中での工事となると、どうしてもいろいろな制約条件があります。そのためにはいろいろな準備をしていただかなければいけないということで、準備をするための諸規程がいろいろございます。そういったものを閲覧できるように、説明書等にかかせて公表をさせていただいているということ。さらに、予定価格について、単年度当たり5,000万円以下、一般的には、我々のルールでは、1,500万未満がB等級に、1,500万以上はA等級になるのですけれども、5,000万まではB等級まで範囲を拡大するというような取組を行ってきたところでございます。

資料B-3を使って、どういった状況になってきたかについて、入札結果のほうで御紹介させていただければと思います。

黄色ハッチがかかっているのが、今回の官民競争入札をやった結果です。23年度の4空港については、その前のデータがありませんので、口頭で申し上げますと、従来、1者応札であったものが4空港のうち2空港あったわけですが、23年度では0になりました。応募者数についても、6応募者が14応募者になったということでございます。平成24年度について見ますと、1者応札が8空港から5空港に減少しております。応募者数が14から18。25年度の案件については、1者応札が7空港から6空港になりました。応募者が15者から16者ということで、1者応札については確実に減ってきておる状況にございます。応募者数については若干増減はありますが、前回よりもふえているというような状況にございます。ただ、まだ1者応札が続いておる空港もございますので、今後、こういった1者応札を少なくしていくことが課題の1つではないかと考えておるところでございます。

それでは、資料B-2を使って、担当から実施要項（案）について説明をさせていただきます。

○前川調整官 空港安全・保安対策課で調整官をしております前川でございます。お手元に入札実施要項がございまして、今回の工事4か所ございまして、函館空港の資料、B-2-①資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず8ページ中段の、「実施期間に関する事項」で、平成26年から平成29年3月までの3か年の業務となっております。この3か年については、平成23年に契約した際の状況で、内閣府と調整させていただきながら、ほかの市場化テストの内容を参考とさせていただきまして、3か年というような形で調整させていただいたと聞いているところでございます。また、長期契約となった場合、結果的に受注者の固定化といったことにもつながるといような懸念もございますので、今回御審議いただきます26年からの工事についても3か年の工事ということで実施させていただければと考えておるところでございます。

続きまして、8ページの3. で「入札参加資格に関する事項」で、一通りこれまで議論となっているポイントを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3. 4で、ここが入札参加者の資格等級でございます。先ほども御説明させていただいておりますが、単年度の予定価格が1,500万以上の案件の場合についてA等級となっておりますけれども、機会の拡大ということで、単年度当たりの予定価格が5,000万以下の案件については、B等級も参入できるようにということで、該当する松山空港については、「A又はB等級」という書き方になっております。今ご覧いただいている案件については該当しませんので、一番上に「A等級」という書き方で、3. 4に書いてあるかと思っております。

引き続きまして、3. 6については、入札参加者の本店とか支店・営業所の設置要件でございます。ここについては、要件を緩和しております。市場化テスト導入前については、空港の所在県と隣接県を要件としておりましたけれども、23年に空港場所が所在する単位、例えば新潟空港で言えば北陸ブロックというような形を要件としました。さらに、25年度から、発注を行う航空局管内ということで、今ごらんいただいている場合ですと、東京航空局管内ということで、北海道から新潟、静岡などまでの全県に範囲を拡大しております。

おめくりいただきまして、9ページです。中段の「3. 8. 1 要件」がございまして。実際の要件の縛りのところが3. 8. 2に書いてありますが、ここについても、23年度発注工事から、ここに書いてあります「①かつ③」、「②かつ③」または「④」のいずれかを満たす要件に緩和をしているところでございます。

続きまして、12ページの「開札、落札者の決定」でございまして。今書いてありますが、2月上旬ごろと書いてありますが、これまでは2月下旬ごろというような形で書いておりました。ここについては、受注者が、人材確保といったような準備期間を確保するということを考慮いたしまして、できるだけ手続にかかる期間を圧縮したというところでございます。

続きまして、23ページに評価内容と評価基準を書かせていただいております。変更している点等の御説明をさせていただきますが、「(3)企業の施工実績等について」で、1点目の「②当局における過去4年間の工事成績評価点の平均点」ということで、これは従来、過去2年間としておりましたが、これも幅広く実績をとということで、過去4年間に拡大を

平成26年度の発注工事より変更をしているところがございます。

続きまして、2つ目が⑥で「地域内における本店・支店の所在地の有無について」でございます。ここについては、各航空局管内、函館の事例であれば、東京航空局管内という書き方をしておりましたが、今年度の発注工事から、空港所在の都道府県のみということで、この例でありますと、北海道内というような形で書いております。3つ目は⑦で、ここが防災訓練の参加でございます。ここについては、去年までは、空港長が主催する重大事案の発生したときの訓練などに加点される書きぶりをしておりましたが、受注者が加点されてしまいますので、削除させていただいております。そのかわりに、「又は」以降の「災害対応の活動の実績」を今年度より加点対象として拡大しているところがございます。

以上、入札実施要項の説明を終わらせていただきますが、今御説明させていただきましたような緩和の状況を民間の事業者様のほうに積極的に情報提供をしていくといったところについては、パブリックコメントの資料、これは今御説明しました入札実施要項も含めてですけれども、入札参加資格を持つ全ての企業に送付をしたいと考えているところがございます。送付については、パブリックコメント実施後に、パブリックコメントの結果とあわせて送付をさせていただきたいと考えているところがございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただきました本実施要項について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

これまでの市場化テストの導入で成果を上げられているというようなことで、この成果を一層拡大するというお話がいただけたかと思っております。ただ、競争性を確保することは、競争性を維持していくことは非常に難しい、大変なことだということですが、例えば応札者の数もあるのですが、その中で、予定価格の中に入っていた事業者の数は必ずしも楽観できることではこの前（23年度）はなかったと。予定価格をオーバーしていた人は結構いたと伺っています。

そうすると、それは十分に見積もるための情報が行ってなかったかもしれないというようなことがあるわけで、予定価格をオーバーしていたということは、業者さんが過剰な見積をしていた可能性があるかと。要するに、もっとこういうことを予算を取っておかなければいけないのではないかということがあったのではないかと。その辺を緩和する、そういう誤解がないような措置を何らか考えなければいけないということがあります。

もう一つは、B-3の資料を見ますと、確かに一つの空港ということで見ていくと、応募者数は上がっているのですが、市場化テストのところだけを見ると、年々、23年度の市場化テストの黄色いところが応募者数が一番多くて、24年度、25年度になると、応募者数は市場化テストの中では減っていったというわけです。これは実はほかの事例でも見られて

いて、調達の方法を変えると一種の期待感が生まれて、新しい事業者が入ってくるけれども、やっぱりこんな感じかというふうになってくると、また、事業者が減っていくという、そういうことを繰り返していくことは、ほかの例でも私は見られているかと思うのですが、その意味で言うと、市場化テストを一回やったものを、もう一回やることに関しては、応募者数に関しては楽観視できないと。前回より減る可能性は多分にあるのだというような認識のもとに、一層の国土交通省さんとしての緩和であるとかいうことを伝えていって、前回予定価格に入らなかった人とか、あるいは入札に来なかった人とかいうことも、ぜひ今回はという形でやっていかないといけないのかなと思いますので、その辺の緩和の内容をやるというのも、必要と言うところは条件緩和もあるかもしれませんが、一層のコミュニケーションを図っていくことが重要なのではないかと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○酒井課長 ただいま御質問のありました1点目の情報の開示といたしますか、積算の考え方についてですけれども、我々、積算については、基本的なところはもう既に開示しています。そして、この要項の資料にもありますけれども、25ページは、過去の実施状況に関する情報を全て開示しています。そういったところも含めて業者のほうは考えて、それでも積算が合わなかったのか、その辺りはもう少し精査する必要があるというふうには考えておりますが、引き続き、我々が既にやっている情報については、開示には努めていきたいというふうには考えております。

ただ、これはこちらから言う話ではないのですけれども、情報公開法に則って、積算書の開示も業者のほうは可能なようになっております。業者によってはそういうふうに熱心に情報公開請求する者も中にはおりますので、別にこの工事という意味ではなくて、一般的な工事の積算なんかではおりますので、そういう情報をこういう人たちもつかめば、いずれそういう流れになって、積算の精度は上がってくるのではないかと考えております。

それから、2点目のB-3の資料で、期待感がだんだん薄れてくるのではないかという御指摘でございます。これは確かに応募者総数だけで見ると、23年度が14者、24年度の案件が18者で、逆に、24と25を見た場合に、同じ11空港で、18者から16者に下がっているという状況がございます。この辺りについては、入札の資料を取りに来たけれども、応募しなかった者などにヒアリングで聞いてみますと、技術者の手配ができなかったとか、あるいは、作業員の確保が、東日本大震災の復興の関係で取られているというようなお話があって、そういうことも考えると、24、25は余り伸びなかったものと推測をしているところがございます。ただ、これでよしとしているわけではなく、先ほど担当のほうに申しましたように、引き続き、少しでも、1者でも多くの方が応募していただけるように、応募の要件を備えている者に、こういった工事があるという情報を提供するようなことを少し考えていきたいということでございます。

○井熊副主査 今の1番目のことですが、4空港の中で、結果的に予定価格の中に

入ったのは1者だったというところが結構あったと。それは一般の公共事業に比べるとやはり多いかなど。逆に、予定価格の中に入る人の比率が低いのではないか。そういう積算の情報を出すということではなくて、一般の公共事業にはない、業者さんのほうが十分に見積もれない何か不確定要素があるのではないかと思うので、そこら辺の原因を十分把握する必要があるのではないかと思います。

○酒井課長 直接そのお答えになるかどうかわかりませんが、この維持工事という工事ですけれども、実は積算の体系は、直接工事費と間接工事費に分かれておりまして、間接工事費は、現場管理費や一般管理費があり、直接工事費の額に応じて率が設定されています。こちらの直接工事費は労務費とか材料費とか工事にかかる資機材などになります。実は、この維持工事は、直接工事費の中の6割が人件費になっております。材料費が15%ぐらいしかありません。実は一般的な工事は、そこが逆転しており、労務費は比較的小さくて、材料費は高いという傾向がございます。そういったところがもしかすると、そのコストを下げるための手段として一般的に材料費をいろいろネゴシエーションして資材会社と調整されていると思われま。人件費は下げられないものですので、抑えざるを得ない。そうすると、全体としての落札額がなかなか下がりにくいという事情はあるのかと思います。これはあくまでも私個人の推測です。

○井熊副主査 済みません。しつこいようですが、例えばこういう業務に実績のない業者さんが、本来2人でできるところを3人要るかもしれないと思うような誤解があるのかもしれないわけです。ですから、それは、予定価格をオーバーしている人が多いということは何らかの原因があるわけですから、それをきちんと把握した上で、そういう業者さんにも諦めないでチャレンジをしていただくことを努力していただきたいなと思います。

○酒井課長 今後、そういった案件について、過去をどこまで遡れるかわかりませんが、そういうものについて勉強させていただきたいと思います。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

私からお聞きしたいのですが、素人の質問ですけれども、先ほど、業務内容の中で、いろいろ滑走路を整備するとか何とかという具体的に名前の挙がっているものは、どのくらいの業務量になるかというのは、出す側も、受ける業者さんの側もいわばわかりやすい話だと思うのですが、2ページの羅列の中で、②の緊急点検とか、あるいは⑧の緊急補修工があります。これは突発的なものだと思うので、これは契約額の中に、最初の契約の中で特に問題は生じてないのかなとは思いますが、この部分は、受注する側にとしてみると、どのくらいのものを見込めばいいとか、業務量としてわからないのではないかという気がするのですが、そこはどうなっているのですか。

○酒井課長 緊急補修工は現場で実際幾らあるかわかりませんが、こちらのほうである値を仮に設定するようにしています。ただし、先ほど言いましたが、ほかの工種、巡回点検とか、草刈工とか、清掃工とか、そういった工種はそんなに変わりませんので、実際の程度の作業員が関わっているのかというのが、先ほど言いました、過去の情報の開示

(P25) というところで、今請け負っている者は、何人ぐらいでこの業務をやっているという情報を開示しており、そういうのを参考にしながら精算できるものではないかと思えます。

○石堂主査 そうすると、一定の提示した金額を超えた場合には、また、そのときに措置するということですか。

○酒井課長 例えば緊急補修工を何㎡5回とか仮に決めても、それが変われば、変更の対象になります。

○石堂主査 それから、23ページの「評価内容と評価基準」があるのですけれども、これも問題なのかどうか、私もちょっと自信がないのですけれども、(3)の「企業の施工実績等について」の評価で、①のように「同種工事」という表現だとわかるのですけれども、②のように「当局における」というと、この「当局」というのは、まさしく航空局を指すのだらうと思うのですけれども、それで、その下の「過去2年間の優良工事表彰の有無」も、内容的に、「当局の表彰」とか、「他局の表彰」とかという表現がありますね。その下にも、「東京航空局長から受けた処分等」となっていると、いずれにしても、これは過去に航空局の工事を請け負ったことがない者については、ここの評価はあり得ないということになるのですか。

○酒井課長 請け負ったことがない人はなしというところで評価ということになります。

○石堂主査 なしということは、0点ですか。

○酒井課長 加点は0点ということです。

○石堂主査 それは、ほかの航空関係のところでもどんなに立派に仕事をやっていても、もう評価はしない。当局のものでなければ評価しないということですか。

○酒井課長 はい。ただし、先ほど言いましたように、優良工事のところは、他局の表彰も評価はするようにしています。

○石堂主査 この他局というのは、どこを指すのですか。

○酒井課長 国土交通省の地方整備局。ただ、農林水産省の場合は入れておりません。そういうプラスもあれば、④のように、工事をやっていたがために何か事故・不祥事を起こすとマイナスということもあるので、一概に実績有利かということ、そういうミスをしたところはマイナスの評価も正しく行っています。

○石堂主査 ほかの事例でも、要するに、うちの工事をやった者については、こういうことがあれば評価するよ、また、失点があれば、それは△にするよ、やったことのない人は最初から0で、いわばイーブンですよというやり方をしている。その一つの例であるということですか。

○酒井課長 はい。我々、今、地方航空局の説明ですけれども、地方整備局の総合評価方式の考え方と概ね同じです。

○石堂主査 何となく素人としてはちょっと違和感があるなと思ったのです。

○井熊副主査 少なくとも局で切っているというのは余り一般的ではないと思います。省

で切っているというのはありますけれども、それも、例えば農水省の工事と国土交通省の工事と、実績は、同じような工事だったら違うのかという話になってきてしまうわけですね。それは省庁から見るとそうかもしれないけれども、業者さんとか国民目線で見ると、何でそこに壁を引くののだという話にどうしてもなりますね。

○酒井課長 表彰なんかは、確かに表彰したかしないかだけの話ですが、工事成績のつけ方は、道路の評価の仕方と我々航空局の評価の仕方の採点の仕方は微妙にずれていたかと思えます。

○井熊副主査 だとしたら、航空局の何々相当と書けばいいのですね。航空局における優相当であればいいわけですね。優・良・可で、航空局で優とあったら。

○酒井課長 何点という評価ですね。

○井熊副主査 10点という評価があったら、それに相当する優良さであればいいわけですね。

○酒井課長 はい。そこの比較についてできるのかということになります。例えば、我々の工事で70点取った人は、向こうの評価で言うと60点ですとか、そういう評価ができるのか、そこはもう少し勉強してみないとわからないので、検討させていただきます。

○石堂主査 私がちょっと違和感を持ったのはまさしくそういうことで、当局における工事をやったかやらないかということで、そもそもいわば評価そのものを切ってしまうわけですね。やっているだけで評価しますよということですね。そこは何かちょっと違和感があるなと思うし、この3つ並んでいる最初の御説明の中でも、いや、失点のほうもあります、マイナスもありますと言うけれども、表彰は恐らく毎年表彰すると思います。事故とか、不誠実な行為は、これはそうそうたくさんあっては困るので、しょっちゅう発生する話ではないと思うのです。要するに、加点のほうはあるけれども、マイナスのほうはほとんど機能しない評価になっているのではないかという気もするのですね。

○酒井課長 これはあくまでも東京航空局管内で考えていますので、例えば国土交通省全体でやろうと思えば、ほかの地方整備局全部の情報を我々が、不誠実な行為も含めて情報を収集しなければいけないのですけれども、今、そういうような仕組みができていません。ただ、これはあくまでも評価の話であって、参加できないわけではありませんので、あくまでも総合評価においていかに技術的などころを評価し、その工事の品質を確保するかというところが重要と考えています。

○石堂主査 そういう意味では私はちょっとぐだぐだよけいなことを言ったのかもしれないけれども、要は、私の感じが、当局の工事を今までやったところが結局有利に評価されてしまいませんかということなのですね。さっきも言ったように、マイナスも設定してありますよと言っても、これはバランスはしていないと僕は思うのですよ。こっちの上の表彰のほうは、恐らく定例的に毎年表彰をやるのではないかという気がします。そうすると、過去に当局の工事をやったところが、結局は有利に評価されることになってしまうのではないですかというのが、私の違和感なのですね。

でも、多分、国土交通省さんのほかの分野もみんな同じような評価をしているとなると、ここだけやめてくださいと言うのもちょっと調子悪いのかもしれないですね。

○阿南課長補佐 ちょっと補足させていただきますと、実は、航空局自体での発注件数といいますと、他局さんの例えば地方整備局とか、いわゆる道路局とか、そういったところに比べますと、件数的には非常に少ないというところもございます。そういった面では、確かに御指摘のところもあるわけですが、そういった面では必ずしもここら辺が完全に有利になっているというところではないのではないかと我々としては少し考えているところではございます。

○井熊副主査 これは「当局の」と書いてあれば、航空局の実績のある人が有利だと、誰が見ても見えると思います。例えば同じコンクリートの工事をするのであれば、それが港湾局であっても、道路局であっても、航空局であっても、技術的に差がない限り、そこに壁を設けるのではないというのが、市場性を確保するというこの意味だと思います。そこは、航空局さんが、空港という特殊事情があるのだと言え、それを正々堂々と言うべきだと思いますし、私は、それは慣行であるというのは、それは省庁の論理で、市場の論理ではないと思います。

もう一つ聞きたいのですけれども、⑥の本店・支店の有無で、北海道にあると加点されますね。これはどういう意味ですか。地方自治体の総合評価なんかでは、その地域の企業を有利にするような評価は行われているので、必ずしもそれがあるのは絶対いけないとは私は思いませんが、その意味なのか。実際工事をやる人が支店から毎日通っているわけでもないで、支店がそばにあるかどうかというのは、工事の優劣に本当は差がないのだと思うのですけれども、何かあったときに、クレームがあったら、すぐ支店・本店の人が来いとか、そのために言っているのか。それとも、地域の企業が少しでも有利になるようにというのか、これはどちらですか。

○酒井課長 この点につきましては、これは函館の事例ですけれども、函館の地域を所管している支店であれば、当然、函館空港のことについても、十分いろいろなことを知っていると思います。その地域特性を十分知った者が工事に参画してくれるということは、質を維持する上で非常にプラスになるのではないかとということで、函館営業所と限定してもいいのですが、それだと余りにも縛り過ぎかなと思いますので、北海道の場合は北海道支店としています。以前は、実は、函館は渡島支庁と檜山支庁の2つの支庁に所在している本店・支店・営業所所在と設定していたのですけれども、それだと、やはり限定しすぎだろうと考え、ほかの県と同じように、県で設定してしまおうということで、広げた経緯があります。あくまでもその地域の実情をよく知っている者という意味で加点をさせていただいているということです。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

あとは、25ページの情報の開示がありますけれども、これは結構詳細な開示になっているのだと思います。今回、一巡してこの4空港をまたやるわけですけれども、この4空

港の後に第2グループがあって、また、第3グループと、1年ずれてきていますね。その各年度ごと、この情報の開示はだんだん拡大されてきているのですかというのが1点です。

それから、幾ら拡大しても、それが新規に入ってくる人も含めて業者の側が、これで必要かつ十分だと思っているかどうかはわからないという意味では、希望があれば、要するに、法令に反しない限り、情報は幾らでも出しますというスタンスをこの要項に書くことは、何かまずいところがありますか。

その2点をお聞きしたいのです。

○酒井課長 これです十分かというところについては、我々はそう思っているけれども、相手は思っていない可能性があるので、そういう要望があれば、それは可能な範囲で開示する方向で考えたいと思います。

○石堂主査 私のポイントは、開示する意図ありということではなくて、その意図ありということはこの要項に書くわけにはいきませんかというところなんです。

○酒井課長 書くことについて、一般的に入札説明書に質問先の記載があり、例えば入札公告を行った場合、質問等があれば、質問を受け付けて、それに対しては答えますので、それはその者にだけ答えるのではなく、みんなが見れる形で回答する形になりますので、そういう形での回答は可能です。

○石堂主査 ほかの要項についても、今後、同じようなことを言っていこうかなと実は思っているのですけれども、要するに、ここに情報の開示というふうにかかれたものが、決して限定列挙ではないのだと。これは例示にすぎないのだと。基本的には、業者さんが欲しい情報は、法令か何かともかくまずいことがない限り、極端に言うと、どんどん出していきますよということを要項の上で明らかにすべきではないかと思っていましてね。どこかがその先鞭をつけてくれないかと思います。

○酒井課長 そこは、今問題があるのかないのかも含めてよくわからないので、検討をさせていただければと思います。

○石堂主査 さっきの当局の部分は、「はい、わかりました。変えます」というわけにはなかなかいかない部分ですか。

○酒井課長 優良工事表彰は、コピーをもらえばいいので簡単ですが、他局の情報が全てこちらで管理できるわけではないので、これをやろうと思うと難しい。

○石堂主査 結局、井熊副主査からもお話があったように、私は言葉不足でしたけれども、要するに、過去に当局の工事を請け負ったところが有利になる話だなと思うのです。それを避けようとするれば、これを取ってしまうしかないかなと思うのですね。ほかの局でも、あるいは国土交通省の中だけの表彰に限るのはおかしいのではないかということで、全省庁になってしまう。それはとめどもなく大変な情報収集になってしまうから、要するに、これは不平等だから、不平等条項として、「当局」という表現のある部分から、これを落としてしまえばいいのではないかという気がするのです。

○酒井課長 評価項目から落とすということですか。

○石堂主査 ええ。

○酒井課長 全てですか。

○石堂主査 ええ。だって、現実ここに「当局における」あるいは「当局の」と書いてあるものが含まれていると、これは当局の工事を過去に請け負ったところが有利にならざるを得ないと思うのですよ。それはまずいと思うので、では、みんなイコールフッティングするためには、おっしゃったように、ほんの少し他局の分を情報収集しようかと思っても、それすら大変かもしれないという世界ですから、そうしたら、そういう不平等をなくするためには、この評価項目からこれを落としてしまいますと。そうすると、逆に、国土交通省さんとしては優秀な業者に来てほしいから、何かのよすががないと嫌だなということになるのですかね。

○酒井課長 やはり品質確保ということも一方で我々課せられた使命としてあって、それを確保していくために、工事成績が必要と考えています。その評価項目を落としてしまうと、いい工事をした人も悪い工事をした人も同じ評価になってしまうことが懸念されます。

○早津専門委員 ④は落とす必要はないけれども、②を落としてくださいという趣旨ですね。

○酒井課長 ④は、あくまでも不誠実な行為とか事故を起した場合の項目であって、②は工事の出来（質）であり、例えばこういうコンクリートの表面が少しざらざらして良くないというようなことがあった場合に、注意は与えられず、その工事成績が低くなるだけのものです。

○早津専門委員 どこもあると思うのですけれども、④は、実際に契約した業者で、当局においてマイナス評価がされたのであれば、それが限定されると、そういう意味なのですね。

○酒井課長 ④は、あくまでも工事故、不誠実な行為をした場合に、局長から口頭注意とか文書注意なり出します。そういう行為を受けた者が1年間なり不誠実な行為をしたために総合評価のときに、加点ではなく減点をしますと、そういう意味です。一方②は、過去行った工事において、良い仕上がりをしたとか、レスポンスもよく丁寧に工事対応をしていただいたとか、そういうような良い行為をした人は80点の成績を取ることになります。逆に、舗装はしたけれども、何か少しでこぼこで、基準値には入っているけれども、良くないというのは評価が、70点とか少し低くなることになります。こういう評価をしないと、その差が出てなくなると。

○井熊副主査 これはマーケットに対して、航空局さんがこういう事業者を求めますよということを言っているのです。マーケットに対して、航空局さんの中でしか通じない物差しを出していることに違和感があるのですよ。

市場に対して何か業を求めるときに、それで、その内部にしかない物差しを出しているというところに問題があるのだと思うのです。しかも、これは、このくらいの分け方だったら、例えば優・良・可でもいいと思うのですね。その優というのは、航空局における

80点ないしはそれに同等の実績を残している業者であることと書けばいいわけですね。そこにある程度の柔軟性を持たせておけば、それはその提出する事業者が道路局でそれなりの業績を上げてきていけば、同等だと認めれば優をつければいいだけの話なのです。調達というのはマーケットとの対話なので、あるコミュニティにしか通じない言葉を出すというのは、マーケットとの対話としてはちょっと違うなと思うのです。

○酒井課長 今言われた航空局独自ののではないかという御指摘がありましたけれども、基本的に、これは国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインというものが、各局も我々も含めて、基本的にはそれに準じてやらせていただいています。ただ、いろいろ御指摘あったことについて、どういうやり方があるのかは、そこは少し勉強したいと思います。

○井熊副主査 国土交通省のガイドラインに書いてあることは全然理由にならないと思います。それは、その省のガイドラインの考え方。

○酒井課長 そうです。

○井熊副主査 それはマーケットに対して省の理解というのを提示しているだけですから、それは、航空局の物差しを出していることと同じことですね。

○早津専門委員 これは評価をしているわけですね。要するに、当局において評価、点数をつけるときに、具体的にどういう項目で点数をつけているかというその評価項目がわかれば、ある程度客観的に提示できるのではないですか。この「当局における」というのではなくても、こういう作業をしていけば評価が上がるとかそういうような点数のつけ方ではないのですか。これはどういう点数のつけ方をしているのですか。

○酒井課長 チェックリストがあり、担当者がそれに基づいて基本的に何十項目というチェック項目から、それでチェックが入ったものを加点して、総計して、これだと何点というふうになっていくのですけれども、それはあくまでも工事が終わった後につけるものですので、チェックリストが先ほど言われたような他機関が発注している工事と同じという評価ができるかということについては、今すぐ即答できかねるところでありますので、そこは検討事項ではないかと思えます。

○石堂主査 今、早津委員からあったように、これを何か客観化できればいいのだろうということになってくると思うのです。例えば②の表現にしても、「当局における」がまず邪魔になるわけで、例えば「過去4年間の工事实績において高い評価を受けたか」という項目について、こちらの評価基準の欄に「当局における評価点80点相当と見なし得るかどうか」とかいうことで、では、当局における評価はこういうふうになっているのかというので、相手が「うちはどここの工事で表彰状をいただきました」。その表彰状はどんな基準によっているかということ相手が持ってくれば、大体うちの80点と一緒にであるという判断ができるのかどうかですね。個々の評価基準を客観化できるかどうかだなど。何度も言うように、当局の仕事をやったところにだけ評価が行くというのを評価基準として使うのは、やはり適切ではないのではないかとこのころに落ち着いてしまうような気が

します。これは評価の部分なので、業者を決めるときに機能する部分ですから、何か放っておけないような気がするのです。

○酒井課長 この評価は最高で1.5点ということで、30点満点の1.5点の割合ではあるのですが、ただ、そのほかの工事で良いものをやっていたら、それを評価してあげればいいのではないかという御指摘ですけれども、そうすると、応募される業者が、正直に全ての工事を挙げていただいて、それを我々が当局の工事成績のどこに当てはまるか、そういう作業ができるかどうか課題だと思います。ただし、自己申告であるため、悪い工事を出さなかったら、我々にはわからず、公正な評価ができない可能性があります。当局の工事の場合は、良い工事も悪い工事も全て我々は把握していますので、それはできるのですけれども、応募される者が、全ての工事をそういうふうに挙げて整理する必要があります。相手にも少し作業をしてもらわなければいけない、当方もしなければいけないことになり、負担軽減のため、何か仕掛けが必要ではないかと考えます。

○早津専門委員 制度というのは、評価の内容としての縛りにはならないですか。例えば、与えられた決まった作業をきちんとしなければいけないですね。してくださいというのが、その義務の内容になるわけですね。その義務を履行していなかった場合には、もちろんそれなりのペナルティが発生しますね。そういうところで点検して行ってやるべきことなのではないですかね。そのふり分けのところ、実際に当局で知っている事情は、一回受注したことがあるとか働いたことがある会社だけだと思えるのですけれども、そこを加点するというような事情なのですか。もちろん、きちんと質の確保はあるのだと思うのですけれども、それは加点でしか確保できないことなのかどうかというのがちょっと疑問なのです。

○早津専門委員 要するに、きちんとやってほしいからこういう加点項目を設けているということですね。要するに、きちんとやらせるべきというのは、別に加点項目以外のところで業務内容をきちんとやってください。やってくれなかったときには、要するにペナルティがあるわけですね。例えば、この評価項目、当局において評価される項目は、具体的に例えばどういう場合に点が高くなるのかあるのですね。

○酒井課長 おっしゃられるように、工事を発注した以上は、工事をやっていただいて、最低限のところはクリアしていただかなければいけません。できが悪かったら、それはやり直しをさせます。でも、そのときの点数は、多分65点ぐらいになります。ですので、それ以上だったら合格ではあるのですが、70点と80点の差を、行った工事内容についてはみんな一律同じ評価をしているのではないかという意味での御意見と承ればよろしいのでしょうか。

○早津専門委員 結局、ほかの先生がおっしゃっているのと同じことにはなりませんけれども、そうすると、当局の仕事を全くしていない人については、プラスの評価は絶対されないと、そういうことが問題なのだという、そういう端的なところに。

○井熊副主査 この市場化テストで競争性を上げていこうということになってくると、例

えば道路局ですばらしい仕事をしていた事業者が、航空局管内の仕事をしよというのであれば、そういうすばらしい事業者も参加してほしいというのがこういう制度の趣旨だと思うので、こういうものがそういう人に不利にならない、あるいは、その人の参加のモチベーションを下げないということが、やはり航空局さんが説明できることが必要だと思うのですね。

もう一つ、気持ちとしてはわかるのですけれども、指名停止の人にマイナス4点するのは、これは制度上問題ないのかということは御確認いただきたいと思います。何か二重罰みたいに感じると思っています。指名停止というのは、ある期間仕事を取れないことによってその人に罰則を与えているわけですね。その罰則が済んだ後も、30点満点で4点と、ほぼ致命的な減点を行うということで、何となく私は二重罰的に見えて、好きか嫌いかは別にして、制度上持つのかなという気はするのですけれども、一回すると、あなたはいつまでも罪があるんだよみたいな話ですね。

○酒井課長 これが評価されたからと言って、参加できないわけではないのです。参加はできるのです。

○井熊副主査 30点で4点マイナスだから、競争という意味ではほぼ致命傷ですね。

○酒井課長 いい提案をすれば、もちろん上限の20点という配点で行いますので、それが優秀であれば、取れるチャンスがもちろんないわけではないと。ただ、おっしゃるように、かなりきつい点数であるのは事実ですが、ただ、参加はできないわけではありません。参加するときに、実際に業者の方々は誰も何者応募しているかわかりませんから、チャンスが全くないわけではないです。

○井熊副主査 だけど、4点引かれると、民間企業はやる気をなくして、うちは指名停止を2年前に食らったから、もう出るのはやめようということを大抵思いますから、そうすると、実質的にこの競争から排除されていると。実質的に排除されているということになると思っているので、個人的には、何か二重罰っぽいなと思います。

○酒井課長 そこが問題であるかどうかは、確認してみます。

○石堂主査 これは、3グループに分けて、空港の維持管理についてのをやる二巡目の最初のケースになりますから、ここの今かなりの時間をかけて議論をした部分が、ここで結論が出れば、それは、来年出てくる次のグループのときにも、結局そう行くべきだというふうになると思うのですね。そういう意味でもここをどうするかというのは重要な部分ではないかと思しますので、検討をしていただいて、このままで行きたいと言って、それで通るかどうかという感じがするのですね。ですから、変えるのだったら、今回変えて、次の第3のグループのときにもベストなもので評価していくべきだと思いますし、どうも、今日の議論を聞いていると、この②③④の部分は、評価の項目またはその基準として問題があると言わざるを得ないのではないかなと思うのです。

ということで、各委員からの意見も大体出尽くしたようですので、本実施要項の審議についてはこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局、何かございますか。

○事務局 それでは、本日御指摘いただいた点も踏まえまして、航空局様と調整をいたします。その後、検討した結果を委員の皆様にご確認いただくと、そのような作業をすることによって、2回目のパブリックコメント後の審議等は特に予定しなくてもよろしいのかなとは今思っているところでございます。

○石堂主査 この部分を修正することをもって再審議が必要というのは、これまでの事例とのバランスから考えると、そこまでは必要ないという感じですか。

○後藤参事官 継続事業ですので、パブリックコメントでさまざまな意見が出て、パブリックコメントに対する対応が不十分であると、やはりこれは議論しなければいけないということになれば、再審議ということになりますし、それは書面で見て理解できる範囲であれば、書面で了承することもあるかと思えます。

○石堂主査 それでは、パブリックコメントの手続を進めて、その結果を見ながら、再審議が必要であるかどうかを判断するというところでよろしいですね。

では、そういうことにいたしたいと思えます。

国土交通省さんにおかれましては、本日の審議結果を踏まえて、再度論点を整理して対応していただきたいと思えます。

また、委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せ下さい。事務局では、その整理をした上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思えます。

では、これで終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。